

港区医療法に基づく申請に対する審査基準及び指導基準

整理番号4

許認可等の名称	診療所及び助産所の管理者兼任の許可
根拠法令等の条項	医療法（昭和23年法律第205号）第12条第2項及び医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条
<p>【審査基準】 新たに管理しようとする施設は、原則として医療法第12条第2項各号に掲げる場合のいずれかに該当すること。</p> <p>【指導基準】</p> <ol style="list-style-type: none">1 患者の収容施設を有しない医療機関であること。2 医療施設相互の距離、交通事情等を勘案し、日頃の連絡が容易であると認められること。3 各医療施設における診療日又は診療時間が重複しないこと。 <p>【注意事項】 申請者は新たに管理しようとする施設の開設者であり、申請書の提出先は新たに管理しようとする施設の所在地を管轄する保健所であること。</p>	
標準処理期間	14日